

令和8年度大阪市の国民健康保険広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、令和8年度大阪市の国民健康保険に広告枠を設け、次のとおり募集します。

記

1 募集媒体

令和8年度大阪市の国民健康保険
(国民健康保険新規加入者への制度説明冊子)

2 発行部数・頻度

38,000部(年1回発行)
別途、デジタルブック化し、大阪市ホームページ上に掲載する。

3 発行日

令和8年6月1日

4 使用期間

令和8年6月1日～令和9年5月31日

5 広告スペース等

掲載面:裏表紙(別紙参照)
スペース:縦70mm×横180mm
枠数:2(1)枠
色数:4色カラー

広告欄上に次の文章が入りますので、ご了承ください。

「以下は広告スペースです。大阪市が推奨するものではありません。」

6 広告掲載募集価格

1枠当たり 11,400円(税込)
上記の広告料には、制作費(版下・デザイン)を含んでおりません。
完全データにて入稿してください。

7 広告募集方法及び期間

令和8年4月3日(金曜日)から令和8年4月24日(金曜日)まで先着順にて募集します。

8 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条、「福祉局広告掲載要領」第3条及び「国民健康保険事業等広報物にかかる広告掲載取扱基準」の第1の4に該当するものは、掲載できません。(別添1、別添2、別添3参照)

9 広告表示内容等に関する個別の基準

具体的な表示内容等については、福祉局生活福祉部保険年金課が「国民健康保険事業等広報物にかかる広告掲載取扱基準」の各項目に基づいて、広告記載の可否について判断することとします。(別添3参照)

その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告事業者に依頼することとし、依頼を受けた広告事業者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならないものとします。

10 申込方法

(1)提出物

ア 福祉局広報印刷物広告掲載申込書(様式1)

イ 広告原稿

なお、広告主決定後に別途データでも入稿してください

(2)提出方法

募集期間中に持参、送付、メールのいずれかにより提出してください。

持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後5時30分まで。

(ただし、午後0時15分から午後1時までを除きます)。

送付の場合は、令和8年4月24日(金曜日)必着。

また、メールでご提出の場合は、別途持参または送付にてご提出願います。

(3)提出先

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課管理グループ 宛

〒530 - 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所4階)

11 広告主の決定方法

はじめに応募した者を広告主候補として、提出された申込書について審査を行い、広告主を決定します。なお、同時点での申し込みが複数ある場合には抽選により決定します。

ただし、広告主からの広告が、掲載できない広告(上記「8. 掲載できない広告」に規定するもの)に該当するなどの場合は、申し込みは無効として、次の者を繰り上げて順次広告主候補として審査を行います。

審査の結果、広告掲載の採用もしくは不採用を決定し、その旨を記載した決定通知書を送付します。

12 広告料の納付等

(1)納付方法

広告主決定後、福祉局保険年金課から広告主あてに納付書を送付しますので、納付書裏面に記載されている金融機関において、指定期日までの一括納付を原則とします。

(2)その他

納付期限等は広告主が決定次第、当該広告主あて別途お知らせします。
また、納付された広告料は原則として返還しません。

13 広告の承認の取消しなど

広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載を取り消します。

- (1)本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2)倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3)指定する期日までに広告料の納付又は原稿の提出がないとき。
- (4)福祉局保険年金課の業務上やむを得ないとき、その他特に福祉局長が必要と認めるとき。

14 広告主の責務

- (1)広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2)第三者から、広告に関連して損害を被った旨の損害賠償がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

15 お問い合わせ先

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課管理グループ

電話:06-6208-7961

FAX:06-6202-4156